

第2章 環境行政の体制

1. 環境行政の沿革

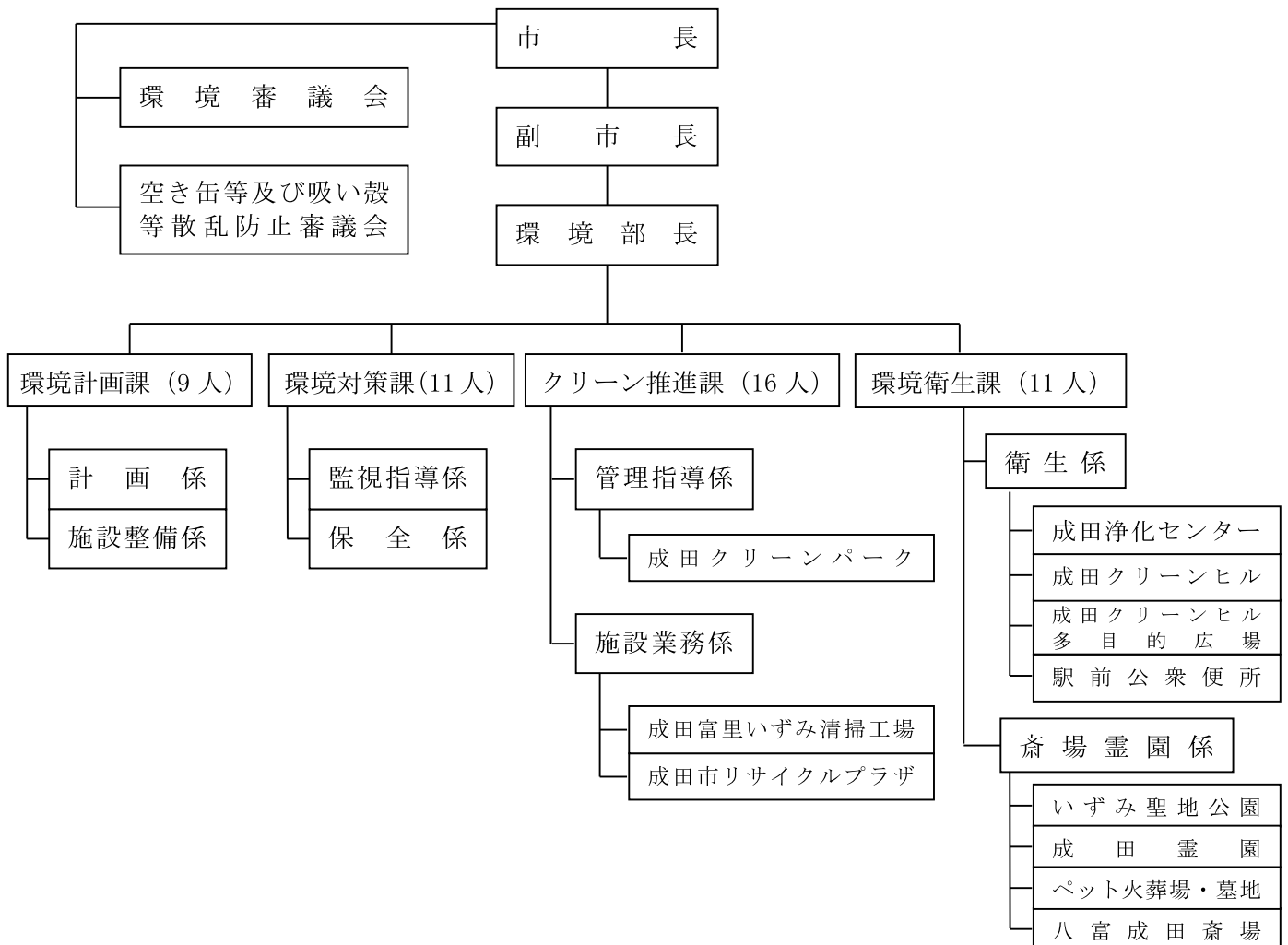
本市における環境行政は、1954（昭和29）年5月、衛生課に衛生係を設けたのを始めとして、1962（昭和37）年4月に保健衛生課とし、1971（昭和46）年8月に衛生センターを設け、1972（昭和47）年4月、市民部に公害対策課、環境整備課、衛生課を設けました。

1975（昭和50）年7月、公害対策課を企画財政部に置き、環境部を新設し環境第一課と環境第二課を置きました。1978（昭和53）年4月、環境衛生部に衛生課、環境課、公害対策課を設け、1982（昭和57）年4月に部の名称を民生部としました。

1986（昭和61）年4月、民生部に環境施設課を新設し、1987（昭和62）年4月に環境課、公害対策課をそれぞれ生活環境課、環境保全課と改称し、1990（平成2）年4月に部の名称を環境部としました。

1996（平成8）年4月に、環境保全課を環境管理課と改称し、また、生活環境課を廃止して、クリーン推進課と環境衛生課を新設しました。そして、1998（平成10）年4月に環境管理課、環境施設課を廃止し、環境計画課と環境対策課を新設しました。

(1) 環境行政の機構（2020(令和2)年10月1日現在）



※ 再任用短時間勤務職員、任期付職員を含む

(2) 事務分掌

環境計画課	計画係 ・環境基本計画に関すること ・生活排水対策推進計画に関すること ・環境審議会に関すること ・自然環境の保全に関すること ・公印（環境部長印）の管守に関すること ・その他環境保全に関すること ・部内他課の連絡調整に関すること 施設整備係 ・一般廃棄物処理計画に関すること ・一般廃棄物処理施設の計画及び建設に関すること ・霊園施設の計画及び建設に関すること
環境対策課	監視指導係 ・土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為に関すること ・廃棄物不法投棄監視員に関すること ・産業廃棄物処理施設の設置に伴う事前協議に関すること ・廃棄物の不法投棄対策に関すること ・空き地に係る雑草等の除去に関すること ・放置自動車対策に関すること ・その他環境対策に関すること 保全係 ・公害防止の指導及び規制に関すること ・公害の調査及び研究に関すること ・公害の苦情処理に関すること ・特定施設及び特定建設作業等の届出に関すること
クリーン推進課	管理指導係 ・一般廃棄物処理実施計画に関すること ・一般廃棄物の排出指導に関すること ・空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会に関すること ・環境美化運動に関すること ・一般廃棄物処理業者に関すること ・廃棄物処理手数料に関すること ・成田クリーンパークに関すること ・リサイクル運動に関すること ・その他一般廃棄物処理に関すること 施設業務係 ・成田市リサイクルプラザに関すること ・成田富里いずみ清掃工場に関すること ・犬、猫等の死体の収容に関すること

環境衛生課	衛生係 ・ 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること ・ 犬、猫等の飼養等に関すること ・ 飼い主のいない猫の不妊手術及び去勢手術費補助金に関すること ・ し尿の収集業務に関すること ・ し尿及び浄化槽汚泥処理手数料に関すること ・ 浄化センターに関すること ・ 合併処理浄化槽の設置、維持管理等に関すること ・ 集中処理浄化槽修繕工事補助金に関すること ・ クリーンヒル多目的広場に関すること ・ 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道等に関すること ・ その他環境衛生に関すること 斎場霊園係 ・ 八富成田斎場に関すること ・ 霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関すること ・ いずみ聖地公園及び成田霊園に関すること ・ 墓地等の経営の許可等に関すること ・ 改葬許可に関すること ・ 共同墓地工事費補助金に関すること ・ 愛玩動物葬祭施設に関すること
-------	---

2. 審議会等

(1) 成田市環境審議会

1970（昭和 45）年 10 月、公害対策に関する基本的事項を調査、審議するため、市長の諮問機関として公害対策審議会を設置しました。

その後、公害対策基本法が廃止され、新たに環境の保全に関する基本的施策、環境審議会等を定めた環境基本法が制定されたことに伴い、公害対策審議会を廃止し、環境の保全に関する基本的事項、公害の予防対策及び被害対策に関する事項等を調査審議するため、1994（平成 6）年 8 月に成田市環境審議会を設置しました。

さらに、環境問題が深刻化し、かつ複合的に課題を内包している今日において、市域全体に係る環境保全施策と廃棄物の 3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進に代表される循環型社会の形成に関する施策のより一層の連携を図るため、2009（平成 21）年 7 月、それまでの成田市環境審議会を廃止した上で、本市の環境行政を総括する機能を持つ審議会として、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するための「成田市廃棄物減量等推進審議会」を統合した、新たな「成田市環境審議会」を設置しました。委員は 18 名以内で、学識経験のある者、団体の代表、事業所の代表、公募による市民で構成され、任期は 2 年です。

2019（令和元）年度の開催状況

開催年月日	審議事案
2019（令和元）年 7 月 17 日	(1) 一般廃棄物の減量化に向けての検討について (2) 令和元年度環境部の概要について (3) その他
2019（令和元）年 11 月 8 日	(1) 成田浄化センターの再整備について (2) 一般廃棄物の減量化について (3) その他

(2) 成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会

市長の諮問機関として、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止を定め、地域環境美化の促進及び美観の保護等に関する事項を審議するため、1997（平成 9）年 11 月に設置しました。成田市観光協会の代表、成田商工会議所の代表、その他市長が必要と認める者の 10 名以内で構成され、任期は 2 年です。

2019（令和元）年度の開催状況

開催年月日	審議事案
2019（令和元）年 11 月 20 日	成田市の美化運動への取組みについて 平成 30 年度先進地視察報告

(3) 成田市放置自動車廃物判定委員会

市長の諮問機関として、「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第 24 条第 1 項の規定に基づき、放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、2000（平成 12）年 7 月に設置しました。委員は、自

動車等について専門的知識を有する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者の8名以内で構成され、任期は2年です。

(4) 成田市廃棄物不法投棄監視員

廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握することによって、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資するため、1991（平成3）年1月から成田市廃棄物不法投棄監視員を設置しています。任期は2年で2020（令和2）年4月1日現在、152名の監視員が活動しています。

(5) 成田市廃棄物減量等推進員

廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市と市民が相互に協力し、その推進に取り組むため、1995（平成7）年4月から成田市廃棄物減量等推進員を設置しています。任期は1年で、2020（令和元）年4月1日現在、286名の推進員が活動しています。

3. 広域的環境行政組織等

(1) 全国都市清掃会議

地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的としており、これに賛同する市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合、都道府県、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人及び清掃事業に関し学識経験を有する者等により構成されています。

(2) 全国浄化槽推進市町村協議会

浄化槽行政の円滑な運営を支援するとともに、浄化槽の普及を促進し、その設置及び維持管理の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、これに賛同する各都道府県浄化槽の推進に係る市町村協議会、都道府県、指定検査機関及び浄化槽について学識経験を有する者等により構成されています。

(3) 印旛沼流域水循環健全化会議

水質の改善が顕著でなく、都市化の進展等により治水安全度が低下している印旛沼の状況を改善するため、中・長期的な観点から、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善策、治水対策を検討することを目的としており、学識者、流域住民、市民団体、土地改良区、漁業協同組合、水資源機構、行政（国、千葉県、印旛沼流域市町）により構成されています。

(4) 印旛沼水質保全協議会

印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域的価値を増進するとともに、良好な生活環境を保全することを目的としており、千葉県、印旛沼流域市町、利水団体等により構成されています。

(5) 公益財団法人印旛沼環境基金

印旛沼の水質浄化を推進し、あわせて印旛沼周辺地域の環境保全に資することを目的としており、千葉県及び印旛沼流域市町をはじめ、関係団体が一体となって設立された公益財団法人です。

(6) 千葉県環境衛生促進協議会

県下地方自治団体の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに事業の合理的な運営並びに施策の適正な維持管理を実施すべく会員相互の知識普及と技術の向上を図り、生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的としており、千葉県各市町村、一部事務組合、会の目的に賛同する関係法人、団体及び個人により構成されています。

(7) 千葉県浄化槽推進協議会

千葉県における浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、千葉県において浄化槽設置促進事業を実施し、または実施しようとする市町村等により構成されています。

(8) 印旛地域振興事務所管内産業廃棄物及び土砂等の適正処理対策連絡会議

会議を構成する関係機関相互の緊密な連絡調整を図り、迅速かつ適切な対策を推進するため必要な事業を実施することを目的としており、印旛地域振興事務所、県関係機関(警察を含む)、利根川下流河川事務所、印旛郡市により構成されています。

(9) 美しい木戸川を守る会

木戸川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図るために設立され、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図ることを目的としており、木戸川流域の市町、県関係機関、各種団体及び地域住民により構成されています。